

事務連絡

令和2年2月25日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長

村田 由佳

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止
のための留意事項について

平素より、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

2月22日に都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを踏まえ、2月23日付事務連絡で感染症対策の徹底等をお願いしたところです。

今般別紙のとおり、都として改めて感染拡大防止のための留意事項を取りまとめました。これまでも、各施設等には新型コロナウイルスへの対応をお願いしておりますが、引き続き、感染予防、拡大防止を徹底していただきますようお願い致します。

(参考) 高齢者介護施設における感染対策マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

居宅サービスの新型コロナウイルスに関する国の通知は、以下のホームページを随時更新しています。御確認ください。

【掲載ホームページ先】

東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

東京都福祉保健局高齢社会対策部

施設支援課施設運営担当 電話 03-5320-4264

施設支援課有料老人ホーム担当 電話 03-5320-4296

介護保険課介護事業者担当 電話 03-5320-4274

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項

新型コロナウイルス感染症については、感染源や感染経路が判明していない症例が増えてきているなど、感染拡大を防止する上で重大な局面を迎えています。

高齢者や障害者は感染症が重度化しやすいことから、社会福祉施設等において、感染症の予防及びまん延の防止に万全を期していくことが重要です。

これまで、各施設等には、新型コロナウイルスへの対応を徹底するようお願いしているところですが、2月22日に都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを踏まえ、感染拡大防止に向けた留意点を下記の通りまとめましたので、徹底していただくようお願いします。

1 施設に関わる全ての方への対応

- 面会者等を含め、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つよう、対策を徹底すること。
- 各社会福祉施設等の管理者、医師及び看護職員等は、利用者等の状況に注意し、日頃からの衛生管理等が徹底されるようにするとともに、必要に応じて感染拡大防止のための適切な措置を講じること。

2 職員の方への対応（事務職や送迎に携わる職員、ボランティア等を含む）

- 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないこと。（過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）
- 管理者は、職員の健康状態を確実に把握するよう努めること。基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましい。施設内に立ち入る場合には、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

3 面会者への対応

- 面会については、感染経路の遮断の観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

4 利用者への対応

- 利用者に次の症状がある場合には、保健所に設置されている「帰国者・接触者電話相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合
 - ・ 上記以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合
- 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、次の事項などに留意すること。
 - ・ 疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
 - ・ 個室が足りない場合については、同じ症状の人を同室とすること。
 - ・ 疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
 - ・ 罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。 等
- 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応すること。
- 通所・短期入所等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には原則として利用を断るものとする。
- 発熱により利用を断った利用者には、次のとおり対応する。
 - ・ 社会福祉施設等（通所・短期入所等）から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行う。
 - ・ 当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。
 - ・ 訪問介護等の提供等に際しては、地域の保健所に相談するとともに居宅介護支援事業所等と連携してサービスを提供すること。

5 行政への報告

- 発熱等の症状により感染が疑われる職員や利用者がある場合には、上記4の「帰国者・接触者電話相談センター」のほか、他の感染症と同様に、区市町村や東京都など、予め指示されている連絡先に速やかに報告すること。